

タイトル
正義論とは何か
—井上達夫による価値相対主義の検討—

人間社会学域法学類 4 年
氏名 又地春日
名列番号 102
学籍番号 0851020143
指導教員 足立英彦
提出年月日 2012 年 1 月 19 日

論文要旨

本論文は、正義論の意義を示し、その働きを明らかにすることを目的とする。そのためには、用語法の整理・前提となる考え方・正義論に対する批判の検討が必要となる。

まず第一章において、議論を始める準備として、法理学における正義論の位置づけを述べる。正義論は、ときに議論としての可能性すら否定される研究分野であるが、それは法の一般理論、法律学的方法論と並んで、法理学における主要論題の一つとして数えられるものである。また、同じく第一章において、正義論の意義を示す前段階として、アリストテレスによる「正義」という用語の分類を紹介する。その分類のうち、分配的正義を本論文における議論の対象として設定する。さらに、正義論をその対象とする論点について広義の正義論と狭義の正義論とに区別し、おのおのの性質を述べる。

ついで、第二章では正義論に対する懐疑的な立場について言及する。「正義は人それぞれ」として、正義論の可能性を否定する価値相対主義という立場である。具体的にはハンス・ケルゼンの価値相対主義を取り上げる。この主張は経験に訴えて理解されやすいものであるが、論理的には矛盾を抱えており、正義論の可能性を否定する理論としては欠陥がある。

第三章では井上達夫による価値相対主義の批判を紹介する。価値相対主義は正義論を否定する議論としては成立していない。その議論が示そうとしたものは、「正義は人それぞれ」という価値判断の多元性であって、実はこの多元性こそが正義論の前提であることを指摘する。

最後に、第四章では、以上の議論を踏まえて正義論の意義を再定義する。正義論は、その構造として、「何が正義か」について確定的な回答を期待することができないものである。しかし、「正義」という概念をめぐる議論がわれわれに実益をもたらすものであることを示し、それこそが正義論の働きであるとして結論づける。

目次

はじめに

第一章 正義論とは何か

- 第一節 法理学における位置づけ
- 第二節 アリストテレスによる「正義」の分類
- 第三節 「正義概念」と「正義構想」

第二章 価値相対主義

- 第一節 背景
- 第二節 ハンス・ケルゼンの価値相対主義の概要
- 第三節 価値相対主義の論拠

第三章 井上達夫による価値相対主義の批判的検討

- 第一節 確証可能性テーゼへの反論
- 第二節 遡行的正当化理論への反論
- 第三節 形式的正義の規範的な働き

第四章 正義論の目的

- 第一節 「正義とは何か。」「何が正義か。」
- 第二節 正義論とは何か——「自己解釈主体」のリベラリズム——
- 第三節 正義論の目的と実益

おわりに

参考文献

はじめに

「正義とは何か。」と問われると、「〇〇こそ正義。」という答え方が思い浮かぶ。この断定的な答え方には狂信的な響きがある。そしてそもそもこのような問いは、非生産的な喧嘩の火種にはなり得ても、往々にして共通の了解に行き着くことはないのだから、議論する価値がない。以上は、私が自分の専攻研究について話す度に得られる反応である。それほど、正義論に触れたことのない人にとって、「正義」は禁句めいている。

しかし、正義論は、法理学——私的に読み解くなら「法の理（ことわり）についての学」——の主要なテーマである。この問いへの的確な答え方は、実は「〇〇こそ正義。」という形ではない。何かを正義だと断言する以前に、本来ならば正義という概念についての分析が必要なのである。

本論文は、正義という概念の分析を通じて、正義論の意義を示すことを目的とする。法理学において、何をもって正義論というのかを示す過程で、紀元前から続くこの問いの働きを明らかにしたい。論文の執筆にあたっては、東京大学で法哲学の教鞭をとっている井上達夫教授の理論を参考にしている。彼の理論の紹介を中心に、少しでも平易な言葉に改めて表現したい。

第一章 正義論とは何か

本章は論文全体の導入として、本論文が扱う正義論の性質について言及するとともに、本論文において用いられる言葉の整理を行う。まず、正義論とはどのような議論であるのかを示すために、法理学における主要な論題について言及する（第一節）。他の論題との比較によって、正義論の性質が把握できると思われる。また、議論の対象を明確にするために、多義的な「正義」という言葉を整理する（第二節）。そのうえでさらに、議論の段階による違いによって、広義の正義論・狭義の正義論という正義論の区分を設ける（第三節）。

第一節 法理学における位置づけ

法理学の主要なテーマは、「正義論、法の一般理論、法律学的方法論¹」の三つとすることができる。

正義論は、法の理念としての正義について考察し、法の理想形を探求する分野である。そのため、現在の法を正当化するための理屈を探ることよりも、むしろ現在の法の正当性を検討することが正義論の目的の一つに数えられるだろう。法と正義の関連については、次節において言及する。

法の一般理論は、正義論が法の理想形を探求するのに対して、現実存在する法に一般的に妥当する原理を探求する。「法とは何か」という問いに対し、「法というものを他の類

¹ 田中成明『法理学講義』19頁。

似のもの（中略）から区別して、法をして法たらしめている重要な基本的属性を解明すること²が目標とされる。派生的な問題として、「法の機能は何か」「悪法も法か」といった議論がなされている。

法律学的方法論は、法曹が用いている法的思考方法について研究する分野である。司法判断においては、「法的三段論法」といわれる思考方法を経て、特定の個人 A が有罪か無罪か、権利を有するか有さないか、などの決定がなされる。大前提（法律の条文）に、小前提（事実）を当てはめ、結論（判決）を導くという論理学の方法が、実際の裁判でどこまで妥当性を持つのかといった議論がなされている。

これら三つのテーマはそれぞれ独立の問題として論じられるものではなく、問題領域は重なり合っている。正義論は法が目指すべきものを、法の一般理論は法の本質を、法律学的方法論は法の目標達成のための手段を、それぞれ探求していると捉える場合、これらのテーマが相互に関連していること（あるいは関連すべきこと）がわかるだろう。

第二節 アリストテレスによる「正義」の分類

前節において、正義論は「正義」を法の理念として捉えていると述べた。本節は、この点についてももう少し言及して、「何が正義か」という問いと「正義とは何か」という問いを区別するための準備を行う。

正義論は、古代ギリシャ（あるいはそれ以前）から現代まで続く議論であり、時代を古代ギリシャに限定しても、正義について多くの見解が表明されている。その中で、アリストテレスは『ニコマコス倫理学』において「正義」という用語法を体系的に整理した。まず、大きな分類として一般的正義と特殊的正義とが区別され、さらに特殊的正義について、分配的正義・矯正的正義・交換的正义という区分が設けられている。以下で、順にどのような内容の正義かを述べる³。

(1) 一般的正義

一般的正義は、「法を遵守すること」であり、適法的正義と言い換えられることが多い。しかし注意しなければならないのは、ここでいう「法」は、現代で言う実定法に限らず、道徳や慣習を含めた広い意味で使われているということである。アリストテレスは、法の一類型である「共通な法」として、「自然の法」というものについて言及している。後に述べる価値相対主義との関連で興味深いので、引用を示しておく。

「人々がお互いに共同生活を営むとか、協約を交わすということがない場合にも、自然における正しさとか不正といったものが存在していて、すべての人々は、そ

² 田中成明『法理学講義』26頁。田中は法と類似のものとして、宗教や道徳といった社会規範・権力や実力による強制を挙げている。

³ アリストテレスの思想について、『はじめて学ぶ法哲学・法思想』（140 - 151頁）松島裕一の記述を参考にした。

れがあることを臆気ながら予知している⁴⁾

(2) 特殊的正義

一般的正義がすべての人間（ポリスの動物）について問題になるのに対し、特殊的正義は複数の当事者の間でのみ問題となる。特殊的正義は「平等であること」を内容とし、適用場面に応じて分配的正義と矯正的正義とに分けて考えられる⁵⁾。分配的正義は「比例的平等」を、矯正的正義は「算術的平等」を要件とする。

分配的正義とは、勲章や財貨などの分配可能なものを、当事者の価値に比例して等しく分配することである。この意味で、分配的正義は「比例的平等」を要件とする。「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように取り扱え」という定式に沿うとき、この正義が実現される。ただし、当事者のどのような価値に注目すべきかについては、何も述べられていない。この定式は、あくまで分配における正義の形式が述べられているだけであり、形式的正義とも呼ばれる。注目すべき価値を特定して「〇〇において等しきものは等しく、——」という形にまで定式を具体化したものは、規範として役立ちやすく、実質的正義と呼ばれる。

矯正的正義とは、平等であるはずの当事者間で生じた不公平を是正することである。ここでの「当事者間」とは、加害者と被害者の関係を指す。分配的正義においては当事者の価値の相違が考慮されるのに対し、矯正的正義においては当事者の価値は一律に等しいものとして扱われ、一方が受けた損害（被害）と他方が行う賠償（他方が受ける刑罰）とが等しくなることが必要とされる。当事者の価値の間には等号（=）が想定されるため、矯正的正義における平等は「算術的平等」と呼ばれる。

第三節 「正義概念」と「正義構想」

アリストテレスにより分類された正義のうち、一般的正義は「法の一般理論」の研究分野と密接にかかわっている。矯正的正義は、例えば殺人の罪には常に死刑という刑罰を与えなければならない、というところまで等しさを要求するものではない。生じた損害と、「それに見合う（と承認される）⁶⁾ 賠償が行われればよい、とする点で、裁判の場での妥当な判断を研究分野とする法律学的方法論と関係が深いと思われる。

残る分配的正義について、形式的な「等しきものは等しく——」という定式を「〇〇において等しきものは等しく——」と実質化する際に、どのような価値に注目すべきかについて、さまざまな主張がなされている。これらの主張はときに深く対立し、相互の理解は

4 アリストテレス（戸塚七郎訳）『弁論術』132頁。

5 アリストテレスは、商取引などの場面では等価値のものを交換すべきとする交換的正義も提唱している。当事者の価値に注目せず、交換する物の価値を等しくしようとする点で、算術的平等を要件とする矯正的正義の一類型と考え、本文では言及しない。

6 『はじめて学ぶ法哲学・法思想』145頁。

とうてい不可能と思われることもしばしばである。本論文では以降、この分配的正義について考察していく。

そこで、分配的正義の形式的な定式を実質化する議論（「何が正義か」を問う議論）を「正義構想（conceptions of justice）⁷」についての広義正義論、形式的な定式そのものの規範性を問う議論（「正義とは何か」を問う議論）を「正義概念（the concept of justice）⁸」についての狭義正義論として捉えることとする。このように正義論を分類することで、正義論に対する懐疑的な主張を批判的に検討することができる。

第二章 価値相対主義

本章では、正義論に対する批判を取り上げ、その主張内容を検討する。「正義は人それぞれ」という一言で、正義論の不成立を宣言する主張が、本章で取り上げる価値相対主義である。再批判は第三章にて試みるが、価値相対主義の内容は、正義論の前提となる考え方に結びつくものであり、十分な理解が必要である。そのため、本論からは外れるが、まずは価値相対主義が誕生した背景を述べる（第一節）。正義論の大まかな分類は第一章で行ったが、正義論が属する法理学に限らず、あらゆる「学」を対象とした分類もする。価値相対主義は、アリストテレスの時代にはおそらく不要であったその分類について言及したという点において評価できる。次いで、価値相対主義の具体的な主張内容について、ハンス・ケルゼンの価値相対主義をもとに言及する（第二節）。そののち、第三章において批判的な検討を行うための準備として、価値相対主義の論拠についても言及する（第三節）。

第一節 背景

19世紀から20世紀の自然科学の発展によって、それまで人知を超えていた多くの自然法則について、人類が把握するに至った。それに伴って、自然科学において採用される実証主義を人文科学の価値判断の問題に当てはめようとしても、なんらかの法則を導くことはできない（例えば、何か「正しい」という価値判断の正当性は、実験によって示されるものではない）ということも唱えられるようになった。自然科学において実証主義が正攻法であるように、人文科学において採用されるべき考え方として提唱されたのが価値相対主義である。

第二節 ハンス・ケルゼンの価値相対主義

価値相対主義は、唯一絶対に妥当する価値判断は存在しない、とする立場である。代表的な論者としてハンス・ケルゼンが有名であり、本節では彼の著書『純粹法学』における理論を取り上げる。『純粹法学』は、全体としては第一章第一節において言及した法の一般

⁷ 井上達夫『法という企て』13頁。

⁸ 井上達夫『法という企て』13頁。

理論を主題としているが、その中で正義論についての懐疑的な立場が明らかにされている。その理論は以下のようなものである。

(1) 合理的なものとは非合理的なもの

まず、科学の研究対象として認識できるものは、合理的な性質を持つものに限られる。例えば、自然界の現象・人間の行為の外形・法律の作用など、人間が経験的に理解できるものが、合理的な性質を有するものとして挙げられる。それに対し、非合理的な性質を持つもの、例えば正義概念を含めた種々の概念は、人間が経験に基づく認識によって規定することのできないものであって、科学の対象とはなりえない。

法は「規範」という精神的な働きを表すものであるという点で、自然科学から区別された「精神科学⁹」として位置付けることができる。その上でさらに、法を道德などの他の規範から区別して、その合理的な性質について分析を行う。法と道德を分離することによって、道德が持つとされる絶対的な価値が当然に法に付加されることを防ぐ趣旨である。ここで言う道德的な法が、正義を意味している。ケルゼンは「正義」という言葉を以下のように定義付ける。

「正義は無条件に正当な社会的秩序——すべての人を満足させることによって、その目的を完全に達成する秩序——を言い表す言葉である。正義に対するあこがれは、心理的にみて、幸福に対する人としての永遠のあこがれである。これを人は個人として求め得ないから、社会のうちに求めようとする。この社会的幸福を称して正義と言うのである。¹⁰」

ケルゼンのように法と道德（絶対的価値を有する規範）を区別する立場からは、第一章第二節(1)で言及した「自然の法」というものは法として想定されない¹¹。しかし、人間の幸福を社会のうちに求めようとする点において、アリストテレスの「ポリスの動物」という人間観に通じるものがある。また、道德的な法としての正義が科学の対象として研究される可能性は否定しながらも、それが人間によって想像される性質のものであることまでは否定していない。

(2) 広義正義論への批判

正義は人間の意欲と行為の理想として欠かすことはできないが、このような正義は合理的な認識によって捉えることはできない。もともと非合理的な理想を、強いて合理的なものとして表現しようとする試み（広義正義論）がことごとく失敗したことは、「この問題の解決のために無駄骨を折った¹²」人間の歴史が証明している。人間は、絶対的な価値の存在

⁹ ハンス・ケルゼン『純粹法学』27頁。

¹⁰ ハンス・ケルゼン『純粹法学』28頁。

¹¹ 「法の一般理論」の研究分野において、ケルゼンのような立場は法実証主義と呼ばれる。これに対し、アリストテレスのように自然法の存在を想定する議論は自然法論と呼ばれる。

¹² ハンス・ケルゼン『純粹法学』30頁。

を想像することはできても、経験的でない判断がどのような原理によって導かれるものがあるかを明らかにすることはできない。よってわれわれの能力では、客観的に正しいものを決めることは不可能である。

何かを「正しい」と定めたところで、その判断は合理的認識によってなされたものではない。つまり、恣意的な判断にすぎず、他の「正しい」という価値判断を排除することのできない相対的な正義として存在するだけである。ケルゼンはこのように述べ、彼自身が考える正義について次のように提示する。

「私の天職は学問であり、それゆえ、学問はわたしの生活の中で最も重要なものであるから、学問を保護し、また、学問によって、真理と誠実とを栄えさせることができるものが、正義なのである。それは『自由』という正義であり、『平和』という正義であり『民主主義』という正義であり、『寛容』という正義である¹³⁾

ケルゼンの主張は、数々の正義構想が相対的な価値しか有しないことを指摘している。正義構想についての議論は一つの確定的な答えに行き着くことはないと唱えた点は、広義の正義論の性格を言い当てている。

(3) 狭義正義論への批判

すべての正義（正義構想）は相対的な価値しか有しないとする価値相対主義の立場から、矛盾なく打ち出されうる正義観は、価値判断の基準について何も述べていない形式的正義のみということになる。そのうえで、ケルゼンは形式的正義の定式を価値判断に役立つことのない「全く空虚な定式¹⁴⁾」と表現し、無価値な同語反復として批判する。この意味で、ケルゼンは正義概念についての議論である狭義の正義論の価値を認めていない。

第三節 価値相対主義の論拠

価値相対主義は、経験的に理解されやすい（むしろそれを善しとする）主張であるが、これに対して批判を試みる場合はその理論を明らかにする必要がある。本節では、価値相対主義の論拠について分析する。主たる論拠としては「価値判断の確証不可能性」と「方法二元論」が挙げられる。

(1) 価値判断の確証不可能性

ある判断が真理であるか否かについて、確実に証明する方法が与えられていないならば、その判断は客観的に真ではあり得ない。価値相対主義は、この「確証可能性テーゼ¹⁵⁾」を前提として、あらゆる価値判断の妥当性は、誰もが納得するような方法で証明されることは不可能であり、いかなる正義観も客観的に真ではあり得ないとの結論に導いていく。

(2) 方法二元論

¹³⁾ ハンス・ケルゼン『正義とは何か』49頁。

¹⁴⁾ ハンス・ケルゼン『純粹法学』31頁。

¹⁵⁾ 井上達夫『共生の作法』14頁

事実判断「～である」という前提から、当為（価値）判断「～すべきである」という結論は導かれない。このテーゼが方法二元論の核心であり、思想の区分としては新カント学派が提唱した「存在と当為の峻別」として知られる。方法二元論を採るならば、何かが「正しい」といった価値判断の根拠は事実判断には無く、何か他の価値判断にあることになる。結局のところ、さまざまな価値判断の正当化は、何らかの価値判断を究極の原理として想定しなければ不可能である。そして、究極的な原理の選択は合理的にではなく恣意的に行われるものであるから、価値判断は原理上主観的・恣意的なものであって客観的な真理とはなりえない。

上述のように、一見すると方法二元論から常に価値相対主義が導かれるように思われる。しかし、方法二元論と価値相対主義が確実に結び付くためには、事実判断と当為判断の性格分けの他に、二つの前提が必要となる。一つは「遡行的正当化理論」と呼ばれるものであり、もうひとつは「反直証主義」と呼ばれるものである。遡行的正当化理論とは、「ある判断（命題）が正当化されるのは、それが自己正当化的であるか、または他の正当化された判断（命題）から論理的に演繹されるときであり、かつそのときに限る¹⁶⁾」とする理論である。反直証主義とは、「自己正当化的な価値判断は存在しない¹⁷⁾」とする理論である。方法二元論・遡行的正当化理論・反直証主義の三つの前提が揃うことで、すべての価値判断の正当性を否定する価値相対主義となる。

第三章 井上達夫による価値相対主義の批判的検討

第二章から明らかなように、ケルゼンの価値相対主義によるならば、広義の正義論は確定的な答えを導くことができないという点で不毛な議論である。本章では、この主張の論理的な妥当性を検討して、広義の正義論が価値判断の多元性を前提に成立していることを示す。まず、確証可能性テーゼを分析することで価値相対主義の矛盾を明らかにし、正義論への批判を退ける（第一節）。ついで、遡行的正当化理論への反論を行い、広義の正義論が価値判断の多元性を前提に成立することを示す（第二節）。また、形式的正義自体が有する一つの規範性を明らかにすることで、狭義の正義論も擁護する（第三節）。

第一節 確証可能性テーゼへの反論

このテーゼは、「確実性というあまりに高い要求水準を人間の知に課する¹⁸⁾」という根本的な誤りを犯している。その結果、価値相対主義の前提となるはずのテーゼが、独断的な絶対主義にも結びついてしまう。まず、「確証可能でないならば、客観的に真ではあり得ない」という確証可能性テーゼは、対偶の命題として「客観的に真であるならば、確証可能

¹⁶⁾ 井上達夫『共生の作法』18頁。

¹⁷⁾ 井上達夫『共生の作法』19頁。

¹⁸⁾ 井上達夫『共生の作法』15頁。

である」という形をとる。この命題を、客観的に真であると主張されている一つの正義構想（あるいはこのテーゼ自体）について当てはめて分析する。すると、その主張については必然的に確証可能なものとなり、確実性が備わっている主張であることになる。この点で、何かを確信することが何かを独断的に信じることと同じになってしまい、独断的絶対主義に結びついてしまう。

そもそも、確実性について判断することは、人間の能力の限界を超えている。真理（客観的に真であるもの）について確信すること、そして同時にその確信が誤っている可能性もあると自覚することが人間の能力の限界であり、さまざまな考えが「主義」「主張」として表れる場合は、このことが前提になっているとみるべきである。例えば広義の正義論も、打ち出される数々の正義構想について、その確実性を証明しようという試みではなく、一つの確信を議論の対象として取り上げ検討していく作業であるといえる。

価値相対主義者であるケルゼンも、人間の能力の限界について、経験的でないものについては認識しえないと述べる点で同様の立場をとっていると思われる。しかし彼は、確定的な答えを導き得るか否かということに議論の価値の有無をかけており、ここに価値相対主義の理論的な問題点がある。正義論を含めて、概念や価値をめぐる問いには確定的な答えが導かれない場合がある。そして、それでもなお議論を継続することそれ自体に価値がある。この前提がない限り、価値相対主義の主張内容は、「価値判断の正しさは相対的である、かつ、この命題は絶対に正しい」という矛盾をきたしてしまう。

第二節 遡行的正当化理論への反論

第二章第三節(2)において、価値相対主義の前提として方法二元論・遡行的正当化理論・反直証主義の三つが必要となることを述べた。これらのうちいずれかが欠けると、価値相対主義の根拠とはなりえない。つまり、遡行的正当化理論という要素が欠けた場合、「当為（価値）判断は事実判断から導かれるものではなく、自己正当化的でもない」ということはできるが、「当為（価値）判断は正当化不可能である」ということはできない。また、反直証主義の要素が欠けた場合、「当為（価値）判断は事実判断から導かれるものではない。また、その判断自体が自己正当化的であるか、他の自己正当化的な当為（価値）判断から導かれない限り、正当化されない」ということはできる。しかし、これでは自己正当化的な当為（価値）判断が存在する可能性を排除できていない。井上はこのように分析したのち、明白な誤謬があるとして遡行的正当化理論への批判的な検討を行う。

遡行的正当化理論は、「あらゆる判断は、自己正当化可能な判断から論理的に演繹されるとき、かつそのときにのみ正当化される¹⁹⁾」という命題と同値である。この命題には、確実に誤りのない判断のみが信頼に値するという考え方が表現されており、本章第一節におい

¹⁹⁾ 井上達夫『共生の作法』20頁。

て批判した確証可能性テーゼと同様の根本的な誤りを犯している。価値相対主義を方法二元論・遡行的正当化理論・反直証主義によって正当化する際に、この命題を自明の前提とすると、その主張はもはや「主義」ではなく独断的判断の表現にすぎなくなってしまう。また、この理論はそれ自身によって正当化が不可能であることを述べており、自己論駁に陥っている。

広義の正義論を続けていく際に必要となるのは、自己の判断の正当性を確信するとともに、それが誤っている可能性も自覚するという姿勢であった。そのため、遡行的正当化理論を欠いた、「当為（価値）判断は事実判断から導かれるものではなく、自己正当化的でもない」という前述の命題が前提とされようとも、広義の正義論が成り立たないわけではない。またこの命題は、価値判断の多元性を否定しているわけでもない。つまり、「正義は人それぞれ」という考え方を排除することなく、広義の正義論が成立することを示すものである。

第三節 形式的正義の規範的な働き

ケルゼンは、「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように取り扱え」という形式的正義を、空虚な定式であると批判する。確かに形式的正義は、注目すべき価値について補われなければ、具体的な問題解決の指針とはなりえない。この点について、「^{から}空の定式」との表現は適切であると思われる。しかし、形式的正義は、正義概念の枠組みを定めることによって、絶対的に不正義なものを明らかにする働きを有している。そのため、「無価値な定式」との評価は不適切である。本節では、形式的正義の働きについて言及する。

(1) エゴイストの排除

形式的正義は、複数の「等しきもの」の存在を前提とする。ということはつまり、形式的正義に言う等しさとは、二つ以上のものの全くの同一性（これは論理的にあり得ない）を意味するわけではなく、類似性を意味すると解釈すべきである。よって、等しさとして考慮される特徴は、ある特定のものを示す個性（例えば固有名詞が指し示す人物）ではなく、正義の枠組みのうちに捉えられるものが普遍的に備えうる特徴（例えば年齢）でなければならない。このような形式的正義の定式は、エゴイストを絶対的な不正者であると評価する。つまり、自分と他人との間に普遍的な特徴による差異がないにもかかわらず、「自分が」あるものを望みあるいは望まないからという個性に基づく理由で自分と他人を差別的に取り扱うような態度は、形式的正義に反し、正義概念のうちに含まれない。

(2) 普遍性要求に基づく法規の正当性の評価

形式的正義が普遍的な特徴のみを考慮するという点から、具体的な法規の正・不正についても判断を下すことができる。つまり、特定の個人や団体を名宛人とする法規は不正なものとして評価できる。例えば、すべての個人がなりうる資格としてのXについて、「Xは

すべての税および公役を免除される」とする法規は形式的正義に反しないが、特定の個人 A について、「A はすべての税および公役を免除される」とする法規は不正である。

(3) 普遍的な特徴の選択方法の評価

形式的正義の定式を、注目すべき価値（特徴）について決定し実質化する際には、普遍的な特徴を採用しなければならない。形式的正義は、この特徴の採用の仕方についても正・不正の判断を下すことができる。さまざまな正義構想（幸福の換算において平等算入を前提とする功利主義・負荷ある自己との人間観に基づいて共通善の実現を求めるコミュニタリアニズム・他者の自由を害しない限りで個人の自由を認めるべきとするリバタリアニズムなど）は、その提唱者自身が正当性を確信しているということを理由に正しいと主張されているならば、正義構想ではあり得ない。

第四章 正義論の目的

本論文は、正義論の意義を示し、その働きを明らかにすることを目的とした。本章は、終章としてこれまでの考察の整理を行う。まず、正義論の意義を示すにあたって、狭義正義論と広義正義論について再び言及する（第一節）。そのうえで、第一章においては分類することで消極的に定義づけた正義論を、本章では積極的に定義付ける（第二節）。最後に、これまでの議論から導かれる正義論の目的について言及し、その働きをもってわれわれへの実益として、正義論を継続することの価値を認める（第三節）。

第一節 「正義とは何か。」「何が正義か。」

「正義とは何か。」という正義概念を問う議論の答えは、「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように取り扱え」という分配における形式的正義ということができる。形式的正義がそれ自体で正・不正の判断を下す働きのある規範的な定式であることは先に述べた。

この正義概念を共有したうえで、「何が正義か。」について異なる正義構想が回答として提示される。形式的正義の定式に普遍的な特徴を補って実質化する際には、その特徴の選択方法自体も個性に基づいて正当化されてはならない。正義構想のこの性質について注意するならば、「私にとっての正義」という表現は形容矛盾である。広義の正義論において、打ち出される正義構想が「対立」するのは、それぞれが同じ正義概念をめぐる立てられた説であることによる。一つの正義構想である「私が考えるところの正義」は、普遍的な特徴を基準として採用しているはずであり、同じ議論の場において対立する正義構想を提示する他者についても妥当しうるものでなければならない。両者とも共有することができるような原則が明らかになって初めて、正義構想の正当性が示される。つまり、議論の継続性は広義正義論の必然的な性質である。

第二節 正義論とは何か——自己解釈主体のリベラリズム——

正義概念はその論理的な性質として普遍的な妥当性を要求しており、すべての正義構想はこの点を共有している。正義論の働きを示すにあたり、なぜ正義概念が「普遍性」という経験を超えた要素を必要とするのかについて議論し、その絶対的な正しさを明らかにすることで、正義論の価値を擁護することも可能である。しかし、「普遍性」が無条件に正当であるということを示そうとする試みは、例えばイマヌエル・カントが定言命法の正当性を経験的な根拠によらずに証明しようとした試みにも似て、多くの論点の整理と検討が必要な議論である。そこで、正義構想の共通点としてあげられる普遍性要求の正当性に関しては議論を他所に委ね、以下ではもう少し具体的な、経験的な共通点について言及する。

正義構想は、普遍性の他に、その構想が対象とする存在についても共通点を有する。それは、「自他の区別を持つ存在」という共通点である²⁰。種として人間に限定されない可能性も排除できないが、以下では便宜上人間を主語に述べる。自他を区別できる存在という人間観は、個人という表現の内に、より明確には“individual”（それ以上分割不可能なもの）という表現の内に含まれている。この人間観は、すべての正義構想が共有するものであり、普遍性という正義概念の要件から必然的に導き出されるひとつの要素であるといえる。また、この人間観は、個人の自由と平等な取り扱いを正義とするリベラリズムにおいて、もっとも重視されているものである。

正義論は、この「自他の区別を持つ存在」が、自己を解釈したうえで行う議論である。実質的正義について、自己がどのような普遍的要素に注目することを望むかという解釈は、個人ごとに異なるだろう。しかし、自己がどのような存在であるかについての解釈は一致するものと思われる。その解釈とは、「他者との必然的な関わりを持つ自己」という解釈である。例えばケルゼンが考える社会秩序としての正義についても、彼一人によって達成するものではない。正義の実現は、他者を巻き込まずには不可能なものであり、価値相対主義者として正義論の価値を否定したケルゼンも、他者を想定した秩序を望んでいる点で、正義論に加わらざるを得ないのである。

²⁰ 例えば功利主義も、自己の幸福のみならず「最大多数の最大幸福」を要求する点で、自他の区別を想定している。また、コミュニタリアニズムの立場をとるマイケル・サンデルも、個人を他者との関連で捉えることの重要性を述べている。リバタリアニズムを強く提唱するロバート・ノージックについても、個人を「自身の身体の所有者」としてとらえ、自身の身体については自由な使用を認めながら、「他者に対して危害を加えない限り」という譲歩を付しており、自他の区別を想定していないわけではない。（ノージックのリバタリアニズムについて、『よくわかる法哲学・法思想』（112頁）濱真一郎の記述を参考にした。）

第三節 正義論の目的と実益

正義論は法の理念としての正義について探求する学問分野である。そして、その議論によって確定的な答えが導かれることは予定されていない。問いの形をとって始められながら、確定的な回答を期待することのできない正義論の価値はどこにあるのか。本節では正義論に目的を設定し、正義論を行うことによる実益を示して、その答えとする。

正義論を行うことができるのは、社会の構成員として存在する主体である。そして、正義論は、社会の構成員という共通点を属する主体が、相互に「他者も自分と等しく自己解釈主体である」と承認せざるを得ない議論の仕組みになっている。正義論の目的は、この点について理解を及ぼすことにあると考えられる。自らの主張が決して独断的なものではなく、(他者を巻き込んで) 正当であると考えながら、しかしそれでも「私の考え」にすぎないということを理解する²¹。この働きが正義論のもつ価値であり、その実益は、われわれが価値観の対立という一見解決不能な問題を、相互に否定し排除しあう争いとすることなく、生産的で合理的な議論と捉えることができるようになる点にある。

おわりに

執筆にあたって非常に苦戦したのは、どのような順序で述べるならば、およそ経験的でない「概念」というものについての議論の性質を明らかにすることができるか、という点である。論文全体を通じて、循環論法に陥っているような面がないとも思われたい。しかしひとまずは、自らが第一章にて設定した前提の内に、矛盾なく結論が導かれたこととして、議論を終えようと思う。付言するならば、二つの論点について、ひき続き関心を抱いている。一つは方法二元論についてであり、存在と当為の峻別がどこまで可能であるのかという問題である。当為判断は、その判断をなしうるものが存在して初めて当為とみなされるという点において、その成立においては存在を必要条件としているように思われるからである。もう一つは、方法二元論の問題とおそらく関連するが、「先験的な概念」というものについてである。本論文では「先験的」という言葉の使用は意識して避けた。なぜなら、この言葉はあたかも概念というものがわれわれに認識されずとも(われわれの経験に先だつて) 存在するものとして、その点については当然の前提として捉えていると思われるためである。もしも「概念」がそのような性質のものであるならば、正義論の価値を社会的存在にとっての実益に求めた本論文の試みには、正義概念の前提からして重大な欠陥があるといえる。この二点についての関心は、今後も忘れずに抱いておきたい。

²¹ カントは定言命法から導かれる他人に対する功績的義務に関して「目的それ自体である主体が持つ諸目的は、(中略) できるだけ私の目的とならなければならない」と述べる。(イマヌエル・カント『道徳形而上学の基礎付け』134頁。)

参考文献

- アリストテレス（戸塚七郎訳）『弁論術』（1992、岩波文庫）
- 井上達夫『共生の作法』（1986、創文社）
- 井上達夫『法という企て』（2003、東京大学出版会）
- イマヌエル・カント（宇都宮芳明訳・注解）『道徳形而上学の基礎付け』（1998、以文社）
- 竹下賢編『はじめて学ぶ法哲学・法思想』（2010、ミネルヴァ書房）
- 田中成明『法理学講義』（1994、有斐閣）
- ハンス・ケルゼン（横田喜三郎訳）『純粹法学』（1935、岩波書店）
- ハンス・ケルゼン（宮崎繁樹訳）『正義とは何か』（1975、木鐸社）
- 深田三徳ほか『よくわかる法哲学・法思想』（2007、ミネルヴァ書房）